

令和4年度 **税制改正** のポイント

I. 法人税

- (1) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行ったうえで、その適用期限が1年間延長されます。最大の税額控除額も給与等支給増加額の40%へと拡充されます。

項目		改正前	改正後		
適用要件		雇用者給与等支給額が 前年度比で1.5%以上増加	変更なし		
税額控除	上乗せなし	給与増加額の15%	変更なし		
	上乗せ加算	①及び②の要件を満たす場合 ①雇用者給与等支給額が 前年度比で2.5%以上増加 ②下記のいずれかを満たす場合 イ：教育訓練費の額が前年度比で 10%以上増加 ロ：適用年度終了の日までに経営 力向上計画の認定を受け、そ の計画に従って経営力向上が 確実に行われたものとして証 明がされたこと	10%加算	雇用者給与等支給額 が前年度比で 2.5%以上増加 教育訓練費の額が 前年度比で 10%以上増加	15%加算 10%加算
		最大控除率	25%	40%	
	控除上限		適用年度の法人税額の20%	変更なし	

適用: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度

- (2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直しと延長(令和6年3月31日まで2年延長)
適用対象資産から次のような貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。
例1) ドローンを購入してドローン操縦スクール用やレース用としてレンタルする。
例2) 工事現場の足場材料を購入して建築会社へレンタルする。
※10万円未満の少額減価償却資産及び一括償却資産(20万円未満)の損金算入制度についても、同様に貸付の用に供した資産が対象から除外されます。
- (3) 交際費等の損金算入特例の2年延長(令和6年3月31日まで)
- ① 800万円(定額控除限度額)まで全額損金算入できる
 - ② 接待飲食費の50%相当額を損金算入できる
- ※①、②のいずれかを選択適用

II. 電子帳簿保存法

- (1) 電子取引データの保存についての宥恕措置
電子取引データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしてあれば差し支えないとされました(税務署への事前申請等は不要)。
令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については要件に従った電子データの保存が必要になります。

Ⅲ. 所得税

(1) 住宅ローン控除の延長と控除率の縮小

控除率を 0.7% (従前: 1%)、控除期間を 13 年 (従前: 10 年) とするほか、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等が行われます。なお、適用期限が令和 7 年 12 月 31 日まで 4 年延長されます。

		改正前	改正後	
		入居時期	入居時期	
		令和3年	令和4年 令和5年	令和6年 令和7年
		借入限度額 控除期間	借入限度額 控除期間	借入限度額 控除期間
新 築	一般住宅	4,000万円 13年	3,000万円 13年	2,000万円 10年 (※)
	省エネ基準適合住宅		4,000万円 13年	3,000万円 13年
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円 13年	3,500万円 13年
	認定住宅	5,000万円 13年	5,000万円 13年	4,500万円 13年
中 古	一般住宅	2,000万円	2,000万円 10年	
	省エネ・ZEH・認定	10年	3,000万円 10年	
控除率		1%	0.7%	
所得要件		合計所得金額	合計所得金額	
床面積要件		50㎡以上 合計所得金額が 1,000万円以下の 場合40㎡以上	50㎡以上 合計所得金額が1,000万円以下の場合 40㎡以上 (※)	

(※)令和 5 年までに建築確認を受けた新築住宅に限る

Ⅳ. 資産税

(1) 子・孫への住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の延長・見直し

直系尊属(祖父母・父母)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、令和 4 年 1 月 1 日以後の贈与から以下の通り見直されるとともに、令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

非課税限度額 (契約の締結時期による区分なし)	耐震、省エネ、バリアフリー住宅	1,000万円
	上記以外の住宅	500万円
適用対象住宅	築年数要件は廃止 (従前: 20年以内、耐火建築物は25年以内) 新耐震基準 (※1) に適合していること。	

※1 登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋については新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。

※2 令和 4 年 4 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

◆ information

その他、令和 4 年度税制改正の詳細につきましては、当事務所スタッフまでお問合せください。